(27) 都市緑地法の規定により定められた緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画

調査区域には、「都市緑地法」(昭和 48 年 9 月 1 日法律第 72 号) 第 4 条第 1 項に定められた緑の基本計画は策定されていません。

(28) 景観法の規定により定められた良好な景観の形成に関する計画

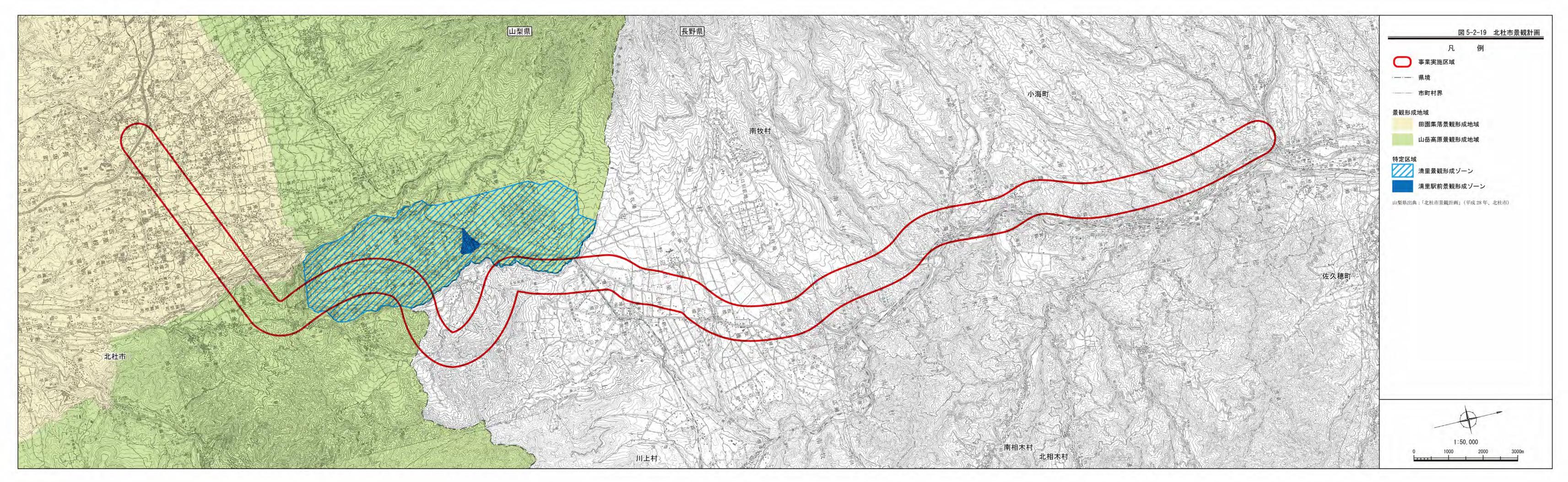
山梨県の調査区域には、「景観法」(平成 16 年 6 月 18 日法律第 110 号)第 7 条第 1 項の規定による景観行政団体として北杜市が位置づけられ、同法第 8 条第 1 項の規定により、平成22 年 12 月 1 日北杜市景観計画が策定され、平成28 年 2 月 19 日に変更されました。景観計画に基づく景観形成地域の区分を図 5-2-19 に示します。事業実施区域は、これらの指定地域を通過します。

長野県の調査区域には、景観行政団体として位置づけられた町村はありませんが、長野県は平成17年12月22日に長野県景観育成計画を策定しており、県内4地域に景観育成重点地域を指定しています。なお、調査区域には景観育成重点地域はありません。

表 5-2-55 景観法の規定により定められた景観計画

区間	景観行政団体名	景観計画策定年月日	備考
山梨県	北杜市	平成22年12月1日	_
		(平成28年2月19日変更)	
長野県	長野県	平成 17 年 12 月 22 日	_

出典:「景観行政団体一覧」(平成26年3月31日時点、景観行政ネットホームページ)



(29) 都市計画法の規定により定められた用途地域

調査区域には、「都市計画法」(昭和 43 年 6 月 15 日法律第 100 号)第 8 条第 1 項第 1 号の 規定により定められた都市計画用途地域の指定はありません。

(30) その他の環境の保全を目的とする法令等に規定する区域等の状況

1) ダイオキシン類に係る環境基準

「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成11年7月16日法律第105号)第7条の規定に基づき、ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む)及び土壌の汚染に係る環境基準が定められています。

ダイオキシン類に係る環境基準を表 5-2-56 に示します。

武 0 2 00 7 1 3 1 7 7 X 1 7 7 X 1 7 7 7 X 1 7 7 7 X 1 7 7 7 X 1 7 7 7 X 1 7 7 7 X 1 7 7 7 X 1 7 7 7 X 1 7 7 7 X 1 7 7 7 X 1 7 7 X 1 7 7 X 1 7 7 X 1 7 7 X 1 7 7 X 1 7 7 X 1 X 1				
媒体	基準値			
大気	0.6pg-TEQ/m³以下			
水質(水底の底質を除く。)	1pg-TEQ/1以下			
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下			
土壌	1,000pg-TEQ/g 以下			

表 5-2-56 ダイオキシン類に係る環境基準

備考 1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラージオキシンの毒性に換算した値とする。

- 2大気及び水質(水底の底質を除く。)の基準値は、年間平均値とする。
- 3 土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフ三次元四重極形質量分析計により測定する方法(この表の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。)により測定した値(以下「簡易測定値」という。)に2を乗じた値を上限、簡易測定値に0.5を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。
- 4 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合 (簡易測定法により測定した場合にあっては、簡易測定値に 2 を乗じた値が 250pg-TEQ/g 以上の場合) には、必要な調査を実施することとする。

出典:「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準」(平成11年12月27日環境庁告示第68号)

2) 地すべり等防止法の規定により定められた地すべり防止区域

調査区域には、「地すべり等防止法」(昭和33年3月31日法律第30号)第3条第1項の規 定に基づく地すべり防止区域はありません。

3) 砂防法の規定により定められた砂防指定地

調査区域における、「砂防法」(明治 30 年 3 月 30 日法律第 29 号) 第 2 条の規定に基づく砂防指定地を、表 5-2-57 及び表 5-2-58 に、砂防指定地の位置を図 5-2-20 に示します。事業実施区域は、砂防指定地を通過します。

表 5-2-57 砂防指定地の指定状況(山梨県)

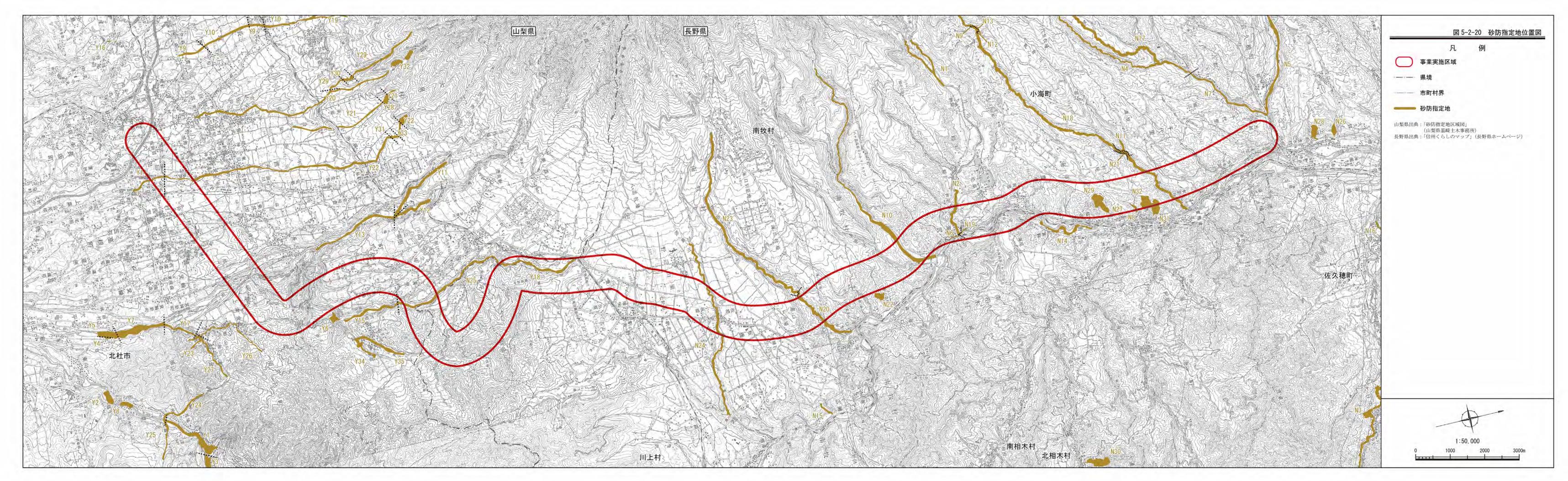
No.	指定区域名	市町村名	指定年月日	告示番号
Y1	塩川	北杜市須玉町	昭和12年4月13日	内務省告示第 260 号
Y2	塩川	北杜市須玉町	昭和12年6月22日	内務省告示第 424 号
Ү3	小森川	北杜市須玉町	昭和13年8月24日	内務省告示第379号
Y4	唐沢川	北杜市須玉町	昭和13年11月22日	内務省告示第 482 号
Y5	須玉川	北杜市須玉町	昭和13年11月22日	内務省告示第 482 号
Y6	大門川	北杜市高根町	昭和17年7月7日	内務省告示第 499 号
Y7	須玉川	北杜市須玉町	昭和17年7月7日	内務省告示第 498 号
Y8	塩川	北杜市須玉町	昭和19年6月19日	内務省告示第 375 号
Υ9	高川	北杜市長坂町	昭和23年5月20日	総理府告示第94号
Y10	高川	北杜市長坂町	昭和32年11月4日	建設省告示第 1398 号
Y11	西沢	北杜市高根町	昭和33年5月8日	建設省告示第1122号
Y12	東沢	北杜市高根町	昭和33年5月8日	建設省告示第 1122 号
Y13	川俣川	北杜市高根町	昭和37年11月12日	建設省告示第2826号
Y14	甲川	北杜市高根町	昭和37年12月5日	建設省告示第2991号
Y15	大門川	北杜市高根町	昭和37年12月5日	建設省告示第2992号
Y16	小深沢川	北杜市長坂町	昭和38年10月14日	建設省告示第2614号
Y17	波瀧沢川	北杜市須玉町	昭和38年11月11日	建設省告示第2805号
Y18	大門川	北杜市高根町	昭和41年4月14日	建設省告示第 1262 号
Y19	十二山川	北杜市大泉町	昭和43年2月27日	建設省告示第231号
Y20	宮川	北杜市大泉町	昭和43年2月27日	建設省告示第231号
Y21	唐沢川	北杜市大泉町	昭和43年2月27日	建設省告示第231号
Y22	甲川	北杜市大泉町	昭和43年2月27日	建設省告示第231号
Y23	下原沢	北杜市須玉町	昭和43年2月27日	建設省告示第231号
Y24	馬場沢	北杜市須玉町	昭和43年2月27日	建設省告示第231号
Y25	金井沢	北杜市須玉町	昭和43年2月27日	建設省告示第231号
Y26	西川	北杜市須玉町	昭和44年9月18日	建設省告示第3495号
Y27	波瀧沢川	北杜市須玉町	昭和46年4月8日	建設省告示第662号
Y28	唐沢川	北杜市大泉町	昭和48年1月23日	建設省告示第 165 号
Y29	宮沢西沢	北杜市大泉町	昭和53年1月5日	建設省告示第4号
У30	宮沢西沢	北杜市大泉町	昭和61年2月25日	建設省告示第231号
Y31	甲川	北杜市大泉町	昭和61年2月25日	建設省告示第231号
Y32	宮川東沢	北杜市大泉町	昭和63年11月8日	建設省告示第2165号
Y33	甲川	北杜市大泉町	昭和63年11月8日	建設省告示第2165号
Y34	東久保川	北杜市高根町	平成6年11月21日	建設省告示第 2225 号
Y35	西久保川	北杜市高根町	平成8年4月9日	建設省告示第 1186 号

出典:「砂防指定地区域図」(山梨県韮崎土木事務所)

表 5-2-58 砂防指定地の指定状況(長野県)

No.	指定区域名	市町村名	指定年月日	告示番号
N1	帶無川	小海町	昭和10年1月29日	内務省告示第16号
N2	帶無川	南牧村	昭和22年11月21日	内務省告示第350号
N3	抜井川	佐久穂町	昭和27年9月17日	建設省告示第 1231 号
N4	大泉川	佐久穂町	昭和29年11月8日	建設省告示第 1502 号
N5	石堂川	佐久穂町	昭和35年10月7日	建設省告示第 2204 号
N6	千曲川	南牧村	昭和36年10月26日	建設省告示第 2396 号
N7	大泉川	佐久穂町	昭和40年1月12日	建設省告示第 13 号
N8	帶無川	小海町	昭和40年6月9日	建設省告示第 1473 号
N9	鎌倉沢川	小海町	昭和40年11月8日	建設省告示第 3098 号
N10	帶無川	南牧村	昭和40年11月8日	建設省告示第 3098 号
N11	玄ヶ沢	小海町	昭和41年3月22日	建設省告示第 753 号
N12	判ノ木沢	小海町	昭和41年3月22日	建設省告示第 753 号
N13	吉田ヶ沢、山の沢	小海町	昭和41年3月22日	建設省告示第 753 号
N14	樅ノ木川	小海町	昭和41年3月22日	建設省告示第 753 号
N15	樽尾沢	南牧村	昭和41年3月22日	建設省告示第 753 号
N16	瀬沢川、瀬沢川支川2	佐久穂町	昭和41年5月13日	建設省告示第 1468 号
N17	大泉川	佐久穂町	昭和43年5月17日	建設省告示第 1455 号
N18	玄ヶ沢	小海町	昭和52年5月7日	建設省告示第766号
N19	椴の木川	南牧村	昭和54年2月1日	建設省告示第111号
N20	今泉川	南牧村	昭和54年2月1日	建設省告示第111号
N21	本間川、荒倉川	小海町	昭和61年9月29日	建設省告示第 1578 号
N22	棚沢	南牧村	平成4年3月17日	建設省告示第674号
N23	権現沢	南牧村	平成4年3月17日	建設省告示第674号
N24	一の沢川	南牧村	平成8年4月9日	建設省告示第 1187 号
N25	竹松川	南牧村	平成12年5月10日	建設省告示第 1285 号
N26	沢入川	佐久穂町	平成16年3月17日	国土交通省告示第 289 号
N27	ニタ子池入ノ沢	小海町	平成19年11月5日	国土交通省告示第 1466 号
N28	下宮入沢	佐久穂町	平成21年11月24日	国土交通省告示第 1236 号
N29	二夕子池入ノ沢	小海町	平成21年11月24日	国土交通省告示第 1236 号
N30	西丸沢	北相木村	平成22年12月24日	国土交通省告示第 1538 号
N31	居久保沢	小海町	平成24年10月30日	国土交通省告示第 1188 号
N32	居久保沢	小海町	平成27年8月10日	国土交通省告示第918号

出典:「信州くらしのマップ」(長野県ホームページ)



4) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律の規定により定められた

急傾斜地崩壊危険区域

調査区域における、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」(昭和44年7月1日 法律第57号)第3条第1項の規定に基づく急傾斜崩壊危険区域の指定状況を表 5-2-59及び 表 5-2-60に、急傾斜地崩壊危険区域の位置を図 5-2-21に示します。事業実施区域は、急傾 斜地崩壊危険区域を通過します。

表 5-2-59 急傾斜崩壊危険区域の指定状況(山梨県)

No.	指定区域名	所在地	指定年月日	指定番号	面積 (ha)
Y1	下八巻	北杜市須玉町江草下八巻	昭和49年3月25日	130	1. 13
Y2	大渡	北杜市須玉町江草大渡	昭和52年10月17日	386	8. 50
Ү3	五十田	北杜市須玉町江草神田他	昭和63年9月5日	400	0.76
Y4	湯戸	北杜市須玉町江草湯戸他	平成6年2月17日	156	3. 60
Y5	上八巻	北杜市須玉町江草東平他	平成8年2月29日	115	2.80
Y6	西田	北杜市長坂町長坂上条西田	平成12年3月30日	174	0.07
Y7	中小倉	北杜市須玉町小倉中川原他	平成15年1月30日	45	0.86
Y8	窪長沢	北杜市高根町長沢家中榎木前	平成17年3月28日	170	2. 43

出典:「山梨県地域防災計画」(平成30年3月、山梨県防災会議)

表 5-2-60(1) 急傾斜崩壊危険区域の指定状況(長野県)

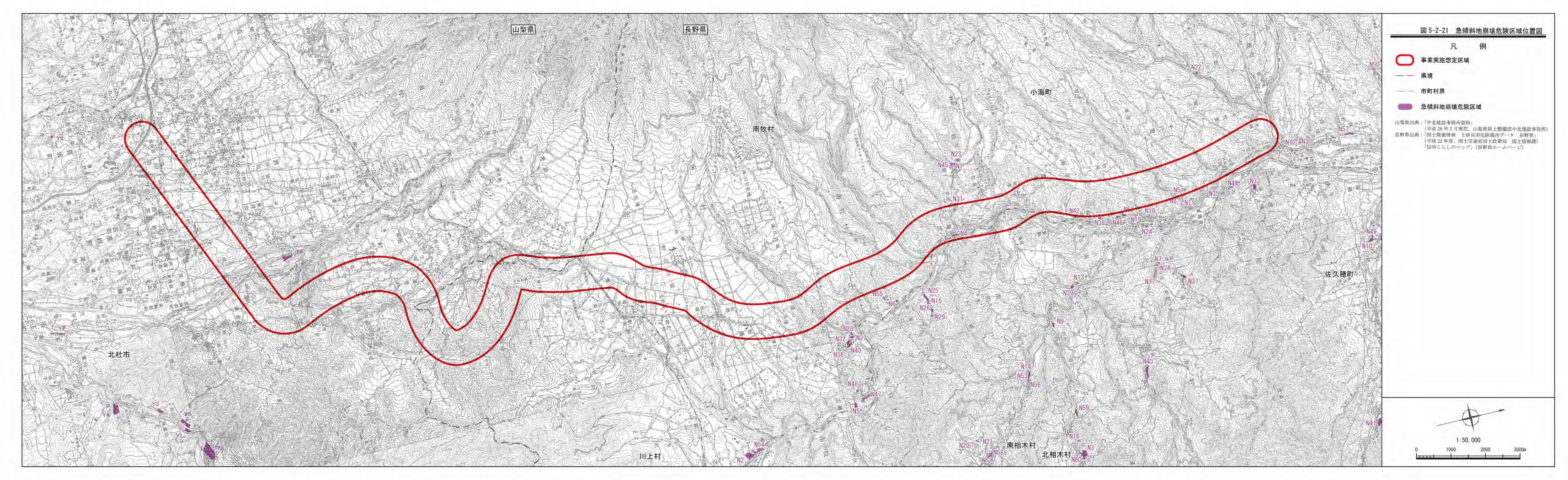
No.	指定区域名	所在地	指定年月日	告示番号	面積 (ha)
N1	稲子	<u> </u>	昭和45年3月5日	長野県告示第 109 号	1.80
N2	転石	川上村御所平	昭和45年3月5日	長野県告示第 109 号	3. 80
N3	久保	北相木村	昭和45年3月5日	長野県告示第 109 号	2. 30
N4	上殿岡	南牧村海尻	昭和45年10月12日	長野県告示第602号	0.30
N5	学校裏	南牧村広瀬	昭和45年10月12日	長野県告示第 602 号	0.80
N6	湯沢口	南牧村海ノ口	昭和46年2月10日	長野県告示第83号	3.00
N7	宿渡	小海町小海	昭和47年2月10日	長野県告示第63号	0.50
N8	本間川	小海町千代里	昭和47年2月10日	長野県告示第63号	0. 20
N9	川又1号	北相木村	昭和47年2月10日	長野県告示第63号	0.50
N10	川久保	佐久穂町海瀬	昭和48年3月26日	長野県告示第 137 号	0.70
N11	本間川2号	小海町千代里	昭和51年5月20日	長野県告示第 298 号	0.90
N12	山の神	佐久穂町畑	昭和53年6月19日	長野県告示第 296 号	0.30
N13	腰巻	小海町小海	昭和55年2月21日	長野県告示第 100 号	0.40
N14	祝平	南相木村	昭和55年2月21日	長野県告示第 100 号	0.60
N15	大芝	南牧村海ノ口	昭和55年2月21日	長野県告示第 100 号	0.80
N16	古宮1号	北相木村	昭和55年2月21日	長野県告示第 100 号	0.60
N17	宿渡1号	小海町小海	昭和55年3月17日	長野県告示第 202 号	0.80
N18	高根町	小海町豊里	昭和55年3月17日	長野県告示第 202 号	0.40
N19	清水町	小海町豊里	昭和55年3月17日	長野県告示第 202 号	0.40
N20	中島1号	南相木村	昭和55年3月17日	長野県告示第 202 号	0.30
N21	中島	南相木村	昭和55年3月17日	長野県告示第 202 号	0.40
N22	大石	佐久穂町八郡	昭和56年3月30日	長野県告示第 323 号	0.41
N23	稲子	<u> </u>	昭和56年3月30日	長野県告示第 323 号	0.71
N24	土村	小海町小海	昭和56年3月30日	長野県告示第 323 号	0.77
N25	大芝	南牧村海ノ口	昭和56年3月30日	長野県告示第 323 号	1.40
N26	大芝上	南牧村海ノ口	昭和56年3月30日	長野県告示第 323 号	0.20
N27	海野	南牧村海ノ口	昭和56年3月30日	長野県告示第 323 号	0. 34
N28	本村	南牧村海ノ口	昭和57年4月5日	長野県告示第 296 号	0.32
N29	大芝上	南牧村海ノ口	昭和58年4月18日	長野県告示第 266 号	0.30
N30	上畑	佐久穂町畑	昭和59年4月19日	長野県告示第 378 号	0.83
N31	芦平	<u>小海町稲子</u>	昭和59年4月19日	長野県告示第 378 号	0.69
N32	海ノ口	南牧村海ノ口	昭和59年4月19日	長野県告示第 378 号	0.40
N33	穴原	佐久穂町穂積	昭和60年4月4日	長野県告示第 319 号	1. 07
N34	宿渡1号	小海町小海	昭和60年4月4日	長野県告示第 319 号	0. 37
N35	宮下	小海町千代里	昭和60年4月4日	長野県告示第 319 号	0. 20
N36	海の口	南牧村海ノ口	昭和60年4月4日	長野県告示第 319 号	0. 10
N37	笠原	小海町小海	昭和61年4月3日	長野県告示第 360 号	1. 01
N38	鎰掛下	小海町豊里	昭和61年4月3日	長野県告示第 360 号	0.84
N39	腰巻2号	小海町小海	昭和62年3月23日	長野県告示第 219 号	0.69
N40	海ノ口2号	南牧村海ノ口	昭和62年3月23日	長野県告示第 219 号	0.72
N41	宿戸	佐久穂町大日向	昭和63年3月28日	長野県告示第 249 号	1. 21
N42	鎰掛上	小海町豊里	昭和63年3月28日	長野県告示第 249 号	0.85
N43	川平下	小海町小海	平成元年4月10日	長野県告示第 322 号	1. 34

表 5-2-60(2) 急傾斜崩壊危険区域の指定状況(長野県)

No.	指定区域名	所在地	指定年月日	告示番号	面積 (ha)
N44	高岩	佐久穂町穂積	平成2年12月17日	長野県告示第862号	0.30
N45	稻子	小海町稲子	平成3年4月1日	長野県告示第314号	0.11
N46	高根町	小海町豊里	平成4年9月17日	長野県告示第617号	0.77
N47	広瀬1号	南牧村広瀬	平成6年1月20日	長野県告示第63号	2.00
N48	広瀬2号	南牧村広瀬	平成6年1月20日	長野県告示第63号	0.30
N49	川久保	佐久穂町海瀬	平成8年2月19日	長野県告示第132号	0. 28
N50	上新田2号	佐久穂町上	平成8年3月21日	長野県告示第243号	0. 22
N51	本間川2号	小海町千代里	平成10年6月4日	長野県告示第313号	0.44
N52	大峯	小海町豊里	平成13年4月26日	長野県告示第214号	1.60
N53	日向	南相木村	平成 14 年 12 月 16 日	長野県告示第635号	0.30
N54	転石(追加)	川上村御所平	平成21年3月26日	長野県告示第 184 号	2. 32
N55	湯沢	南牧村海ノ口	平成26年2月27日	長野県告示第117号	0. 28
N56	前田	南相木村	平成26年9月1日	長野県告示第 445 号	0. 22
N57	城山南	佐久穂町畑	平成27年7月23日	長野県告示第 352 号	1. 47
N58	中島2号	南相木村	平成28年12月1日	長野県告示第641号	0.90
N59	宮ノ平	北相木村	平成29年8月3日	長野県告示第 407 号	0.90
N60	久保(追加)	北相木村	平成30年3月5日	長野県告示第 172 号	0.80

出典:「信州くらしのマップ」(長野県ホームページ)

長野県建設部砂防課資料



5-2-8. その他の事項

(1) 廃棄物及び処理施設の状況

1) 廃棄物等に係る関係法令等の状況

建設副産物の再利用・処分に係る法令、条例等の概要を表 5-2-61 に示します。

表 5-2-61 廃棄物等に係る関係法令等の概要

	即 亿计 人 ,久周力	円的・極田
	関係法令・条例名	目的・概要 廃棄物の排出を抑制し、廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	
	(昭和 45 年 12 月 25 日法律第 137 号)	処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にする。産業廃棄物、特別管理
	Accomplish A and D. W. W. Str. L. D.L.	産業廃棄物、一般廃棄物、特別管理一般廃棄物についての規制を定める。
	循環型社会形成推進基本法	廃棄物・リサイクル対策を総合的かつ計画的に推進するための基盤を確立
玉	(平成 12 年 6 月 2 日法律第 110 号)	するとともに、個別の廃棄物・リサイクル関係法律の整備と相まって、循
国の法令		環型社会の形成に向け実効ある取組の推進を図る。
符	資源の有効な利用の促進に関する法律	資源の有効な利用の確保を図るとともに、使用済み物品等及び副産物の発
	(平成3年4月26日法律第48号)	生抑制並びに再生資源及び再生部品の利用促進に関する措置を講ずる。リ
		サイクルに係る業種や製品を具体的に指定する。
	建設工事に係る資材の再資源化等に関す	特定の建設資材について、分別解体等および再資源化促進措置を講じ、解
	る法律	体工事業者の登録制度実施等により、資源の有効利用の確保及び廃棄物の
	(平成 12 年 5 月 31 日法律第 104 号)	適正処理を図る。
	第3次山梨県廃棄物総合計画	本計画は、プラチナのごとく光る価値を世界に発信し、全ての県民が明る
	(平成28年3月、山梨県)	く希望に満ち安心して暮らせる「輝き あんしん プラチナ社会」の実現を図
		るため、引き続き、廃棄物等の発生抑制、循環的利用及び適正処理の推進
		などの廃棄物対策を総合的かつ計画的に推進していく必要があることか
山利		ら、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に定める国の「廃棄物の減量そ
黨		の他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための
山梨県の条例等		基本的な方針」を踏まえて、新たに策定した。
例等	山梨県における特定建設資材に係る分別	特定建設資材について、その分別解体等及び再資源化等を促進するための
	解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源	措置を講ずるとともに、解体工事業者について登録制度を実施すること等
	化等の促進等の実施に関する指針	により、再生資源の十分な利用及び廃棄物の減量等を通じて、資源の有効
	(平成14年4月24日策定、山梨県)	な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図りもって生活環境の保全及び国
		民経済の健全な発展に寄与する。
	廃棄物の適正な処理の確保に関する条例	事業者等の責務を明らかにするとともに、産業廃棄物等の処理に関する規
	(平成 20 年長野県条例第 16 号)	制等により、廃棄物の適正な処理を確保し、県民の生活環境の保全に資す
		వం
長	長野県建設リサイクル推進指針	建設副産物の適正処理及び再生資源の活用に係る関係法令(「建設工事に係
野 県	(平成 14 年、長野県)	 る資材の再資源化等に関する法律 (建設リサイクル法)」) 等に基づき、建
のタ		設資材廃棄物の排出抑制や再資源化、および再生建設資材などの利用を促
長野県の条例等		進等について、目標や具体的な施策等の方針を策定している。
等	長野県廃棄物処理計画(第4期)	廃棄物排出量削減のための数値目標や3Rと2Rを意識した取組、目標達
	(平成28年4月、長野県環境部資源循	成のための県民・事業者・行政それぞれの役割を示す長野県廃棄物処理計
	環推進課)	画 (第4期: 平成28年度~平成32年度) を策定している。
	NO TOTAL	FI ON 1791 I PAGE TIX THAT OF TIX/ CARACOCT OF

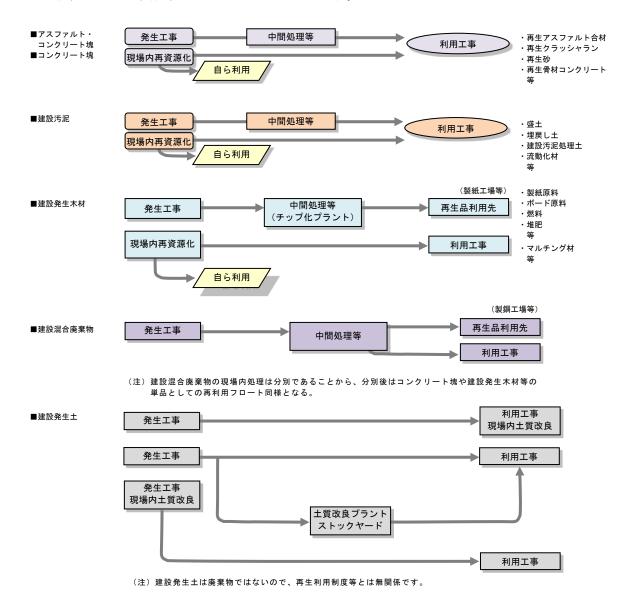
2) 廃棄物等の再利用・処分技術の現況

建設副産物等の代表的な再生利用の流れを図 5-2-22 に示します。

国土交通省では、所管公共施設や公共事業においてアスファルト・コンクリート塊やコンクリート塊を路盤材や再生アスファルト合材として再利用を図ってきており、平成26年には「建設リサイクル推進計画2014」(平成26年9月 国土交通省)を策定しています。

「建設リサイクル推進計画 2014」によると、平成 26 年度~30 年度の 5 ヵ年を計画期間として、国、地方公共団体及び民間が行う建設工事全体を対象に、平成 30 年度を目標年度とする目標値を設定しています。さらに、本計画の追跡調査を行うことにより建設リサイクル法の施行状況、建設リサイクル法基本方針における特定建設資材廃棄物の再資源化・縮減の目標達成状況等を確認し、必要な措置を講じるものとしています。

建設副産物の再資源化率を表 5-2-62 に示します。



出典:「よくわかる建設リサイクル 2014-15」(平成26年11月、建設副産物リサイクル広報推進会議)

図 5-2-22 建設副産物等の代表的な再生利用の流れ

表 5-2-62 建設副産物の再資源化率(平成 24 年度実績)

		発生量(千 t)				
品目	再生資源化率(%)					
	山梨県	長野県	関東地域	全国		
建型可染物合体	590. 7	1, 367. 8	23, 166. 1	74, 841. 9		
建設副産物全体	99.0	96. 3	95. 4	96. 0		
コンクリート塊	299. 6	660.8	9, 040. 1	31, 748. 4		
コングリート塊	99. 9	99. 7	99. 5	99. 3		
アスファルト・	202.6	444. 1	7, 592. 3	25, 883. 0		
コンクリート塊	99. 9	99. 7	99. 7	99.5		
建設発生木材	41.4	123. 3	1, 471. 1	5, 126. 9		
(伐木材、除根材等含む)	99. 5	94.4	95.8	94.4		
建設汚泥	17. 7	36.6	3, 320. 4	7, 402. 4		
建议行化	87.6	69. 3	81.9	85.0		
建設混合廃棄物	9. 7	50. 5	1, 040. 9	2, 795. 4		
建议(化口)完果物	83. 1	53. 5	72. 1	58. 2		
その他	19.6	52. 5	701. 4	1, 885. 8		
その地	93. 7	89. 1	93. 7	91. 6		

注) 再生資源化率は発生量ベースで縮減量を含みます。

出典:「平成24年度建設副産物実態調査結果」(平成26年3月27日、国土交通省ホームページ)

3) 廃棄物等の処理施設等の立地状況

山梨県の調査区域には産業廃棄物の処理施設はありません。

長野県の調査区域において、本事業により建設副産物の処理場として利用が想定される産業廃棄物処理施設を表 5-2-63 及び図 5-2-23 に示します。なお、調査区域には最終処分場はありません。

表 5-2-63 産業廃棄物処理施設(長野県)

No.	種類	施設名称	種類	対象物	許可年月	施設所在地
N1	産業廃棄物処分業	畑八開発 株式会社	破砕、破砕(移動式)	木くず・がれき類	平成27年5月	佐久穂町畑288 番地及び佐久穂 町大字八郡 3226番地
N2	(中間処理)	株式会社 小海アスコンリサイクルプラント	破砕、 破砕(移動 式)	木くず・がれき類	平成28年4月	小海町豊里 2323

注 1) No. は図 5-2-23 中の番号に対応しています。

出典:「長野県産業廃棄物処理業者名簿」(平成 31 年 3 月 31 日現在、長野県環境部資源循環推進課ホームページ)

